

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年8月18日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第26-41370-0204号
工事（委託業務）名	トンネル点検業務委託（道維・維補）
質 問 事 項	
1. トンネル点検車運転 施工第0-0011号表について 諸雑費については、単位数量当たりの単価表の合計金額が有効数字4桁となるよう、端数調整として計上しているとの認識でよろしいでしょうか。また、既に有効桁4桁となっている場合は、諸雑費は計上せず0円としているとの理解でよろしいでしょうか。あわせて、高所作業車の採用単価については、長期割引を適用しているかご教示くださいますようお願いいたします。 2. トンネル点検車の長期割引について質問します。 本業務における稼働日数は、交通誘導員の配置日数から概ね10日程度と見込んでおります。つきましては、トンネル点検車の1ヶ月を超える長期稼働に対する割引の適用は行わないお考えでしょうか。ご教示願います。 3. 高所作業車について長期割引なしで計上されていますでしょうか。 4. 施工第0-0011号トンネル点検車運転のトンネル点検車賃料について、お伺いいたします。 長期割引は適用されておりますでしょうか。 5. 端数処理について 「状態の把握（点検）」、「定期点検記録様式の作成」及び「トンネル点検車経費等」について、10,000㎡当たりの単価を1㎡当たりの単価に換算する際、1円未満切捨てにより算定しているとの認識でよろしいでしょうか。認識に相違がある場合は、適用している端数処理方法についてご教示くださいますようお願いいたします。 6. 総合評価基準について質問します。 企業の技術力の評価項目である「優良委託業務表彰」について、トンネル点検業務の表彰に加え、トンネル詳細設計またはトンネル修正設計に係る優良委託業務表彰についても評価対象とするお考えでしょうか。ご教示願います。	

7. 点検調書様式について質問いたします。 特記仕様書に点検調書の様式について記載がございませんが、点検調書は「道路トンネル定期点検要領」（国土交通省道路局、令和 6 年 9 月）に準拠した様式を使用するお考えでしょうか。ご教示願います。 8. 交通規制費について質問します。 交通規制に係る経費が計上されておりましたが、「片側交互通行規制」は別途協議の上、設計変更の対象とするお考えでしょうか。ご教示願います。 9. 交通規制期間について質問します。 くぬぎトンネル（坑口西側）および滝川トンネル（坑口東側）の周辺では、現在、別件のトンネル工事が実施されております。点検実施時の交通規制期間については、工事受注者との工程調整を行ったうえで設定するものと考えてよろしいでしょうか。また、工事受注者との調整については、工事受注者と本業務受注者の二者間で行うとの認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。 10. 旅費交通費は調査・計画業務、滞在なしの率で計上していますでしょうか。 11. 施工第 0-0011 号トンネル点検車運転の諸雑費について、お伺いいたします。 1～14 円の範囲で端数調整を行っているとの解釈でよろしいでしょうか。
--

回 答 事 項

1. 端数調整についてはお見込みのとおりです。 高所作業車の長期割引については適用しておりません。 2～4. トンネル点検車の長期割引については適用しておりません。 稼働日数が 1 ヶ月を超える場合は、別途協議にて変更いたします。 5. お見込みのとおりです。 6. 評価基準における同種類業務については、同種業務をトンネル点検業務、類似業務をなしとしております。 7. お見込みのとおりです。 8. 国土交通省「道路トンネル定期点検業務積算資料（暫定版）」に基づき、片側交互通行規制に係る保安施設の費用については、別途協議にて対応いたします。 9. 点検時の他工事（五枚沢トンネル）との日程調整については、発注者間で日程調整を行います。 10. 調査・計画業務、滞在なしの率で計上しております。 11. お見込みのとおりです。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。